国内経済金融

金融機関における環境問題･CSR の取組み－２

～環境格付けを行う日本政策投資銀行～

古江　晋也

･日本政策投資銀行（DBJ）はサステナブルな社会を実現するため、「環境配慮型経営促進事業」融資制度を創設した。同融資制度は①融資を設備資金のみならず非設備投資をも対象としていること、②企業の「環境格付け」を行い、格付けに応じて政策金利に格差をつけていることが大きな特色である。
･05 年、DBJ は、社会環境報告書のなかで環境への取り組みや CSR を包含する知的資産についての取り組みを記載しており、同行の今後の環境･知的資産戦略が注目される。

はじめに

前回、本誌 11 月号で金融機関における環境問題・CSR の取り組みについて概観した通り、最近、環境問題ないしは CSR に積極的な取り組みを行っている金融機関が増加している。このような現状を踏まえ、今回から各金融機関がどのように環境問題や CSR に取り組んでいるのか、ということをヒアリング内容に基づき報告する。

今回は、邦銀で初めて国連環境計画「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」に署名し、「環境配慮型経営促進事業」融資制度を創設することで環境分野に積極的な展開を行っている日本政策投資銀行（Development Bank of Japan:DBJ）を報告する。

日本政策投資銀行本店

DBJ の環境問題への取り組み

日本開発銀行（以下、開銀）と北海道東北開発公庫の業務を継承して設立された DBJ は、①経済社会の活力の向上および持続的発展、②豊かな国民生活の実現、③地域経済の自立的発展を実現するため、一般金融機関が行う金融等を補完または奨励することを目的とした政府系金融機関である。同行における環境問題への取り組みは、母体となった開銀にまで遡ることができる。

当時の開銀は 60 年代に深刻化した公害問題に対処するため、公害防止装置などに融資を行い、それぞれの分野における公害

表1 「環境配慮型経営促進事業」融資制度の対象事業

分類	内容	設備資金	非設備資金
事業エリア内	主たる事業活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全投資	○	○
上･下流	主たる事業活動に伴ってその上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するための環境保全投資	○	○
管理活動	管理活動における環境保全投資	○	
研究開発	研究開発活動における環境保全投資	○	○
社会活動	社会活動における環境保全投資	○	
環境損傷対応	環境損傷に対応する環境投資	○	
その他	その他環境保全に関連する環境投資	○	

出所）日本政策投資銀行ホームページ

防止には成果をあげた。

しかし、70 年代以降になると環境規制の強化もあり、企業は局所的な対策から企業活動全般にまで対応する必要性に迫られた。

そこで開銀における環境対策への融資もその範囲を拡大させるようになった。99 年に新たなスタートを切った DBJ は、日本政策銀行法第一条において、「持続可能な社会」を実現することを使命とし、環境問題への取り組みをさらに積極化させている。

DBJ は、グリーン調達（01 年）、邦銀初の国連環境計画「環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」への署名（01 年）、ISO14001 認証取得（02 年）などを行ってきたが、環境戦略の中心として注目されることは、「環境配慮型経営促進事業」融資制度の創設と「社会環境・知的資産報告」の公表である。

「環境配慮型経営促進事業」融資制度の特色

DBJ は金融面からサステナブル（持続可能）な社会の実現を目指して、04 年に「環境配慮型経営促進事業」融資制度を創設した。同融資制度は、①融資を設備資金のみならず非設備投資をも対象としていること、②企業の「環境格付け」を行い、格付けに応じて政策金利に格差をつけていることが大きな特色である。

従来の環境融資制度は公害防止装置など設備資金の融資が対象であったが、設備関連の融資のみではサステナブルな社会を構築するには限界がある。そこで、同融資制度は「環境会計ガイドライン」（環境省）に沿って整理された設備資金と非設備資金の両方を融資対象事業としている（表１参照）。

また、「環境格付け」は、格付け情報の提供を目的としているのではなく、融資とセットで行うことを前提としている。格付けの詳しい内容は後述するが、「環境会計ガイドライン」をベースに DBJ が有しているノウハウを活用している。

「環境配慮型経営促進事業」融資制度のプロセス

図１は、「環境配慮型経営促進事業」融資制度のプロセスの概略図である。同融資制度は、①企業信用リスク評価等と環境スクリーニング、②対応決定、③環境モニタリングというプロセスで行われる。

同融資制度の利用希望企業はまず、DBJ に申請を行う。申請が行われれば、DBJ は当該企業の「企業信用リスク評価と担保評価」と「環境スクリーニング」による審査を行う。

環境格付けは、「環境スクリーニング」の

図1　DBJの「環境配慮型経営促進事業」融資制度の仕組み

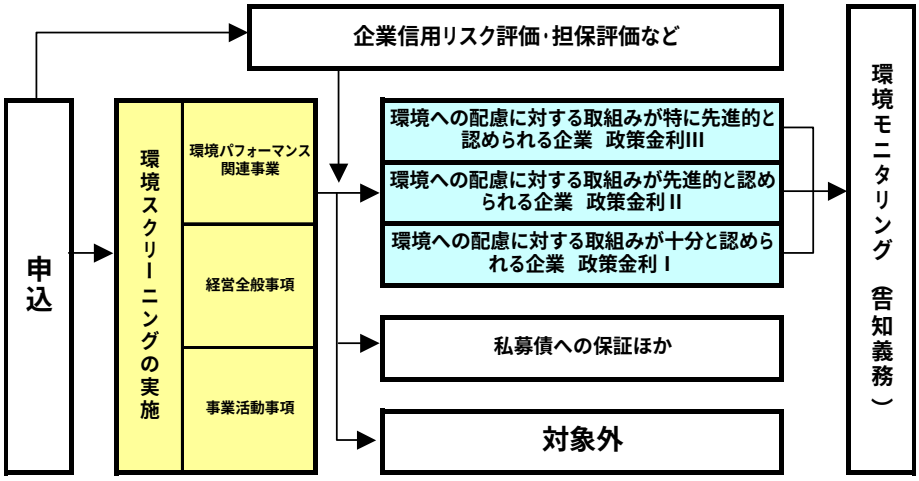

出所）日本政策投資銀行「2005サステナブルな社会づくりレポート社会環境・知的資産報告」

部分で評価する。「環境スクリーニング」は約 120 の質問項目からなり、250 点満点で企業の環境への取り組みを評価する。1 問の配点は 2～3 点であり、大企業の場合は 120 点未満、中小企業の場合は 110 点未満であれば同融資制度を受けることができない。

スクリーニングは「経営全般事項」（コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメント、パートナーシップ、従業員、情報開示）、「事業活動事項」（設備投資、製品・サービス開発、サプライチェーンにおける環境配慮、使用済み製品のリサイクル）、「環境パフォーマンス関連事項」（定量評価中心で 3 期前との改善度で評価）の三つのカテゴリーに大別される。

質問項目については「環境配慮に取り組む企業としての基本姿勢を明文化し、公表しているか」（コーポレートガバナンス）、「全役職員に法令遵守を徹底させる公開された方針があるか」（コンプライアンス）、「環境会計を毎年実施し、その結果を公表することが会社の方針となっているか」（情報開示）といった内容となっており、審査担当者によって評価が大きく変らないように配慮している。

同融資制度の利用希望企業が環境報告書等を作成している場合は、スクリーニングの際の参考資料となる。これに加え、質問項目と照らし合わせ、環境報告書等の記述が不明確であったり、わかりにくい項目をヒアリングにより評価を実施する。環境関連のディスクローズを行っていない企業は、一つ一つの質問項目をヒアリング調査で対応する。

ただし、各企業の環境負荷は業種によって大きく異なる。そこで DBJ は「環境パフォーマンス関連事項」「経営全般事項」「事業活動事項」という三つのカテゴリーをベースとしながらも業種に応じて質問項目を変化させている。

スクリーニングが終了すれば、融資を希望する企業に評価結果を示して協議が行われる。また、DBJ は行内に評価委員会を設置することで審査プロセスの客観性を高めている。

DBJ は従来、貸出期間や企業の信用リスクにかかわらず固定金利を適用していたが、今日では貸出期間や信用リスクに応じて金利が適用されている。「環境配慮型経営促進事業」融資制度はこれらの信用リスク等と環境スクリーニングによって獲得した点数をもとに政策金利を決定する。政策金利

は三段階に分類され、「政策金利Ⅲ」が最も低利となる。同融資制度には融資と私募債への保証がある。

DBJ は融資後も定期的なモニタリングを行い、融資先企業は告知義務を負う。この制度によって、同行はスクリーニング後、環境への取り組みが低下することがないように対処している。なお、同融資制度は2004 年度に 32 件・約 400 億円の融資等を実行した。

環境対応企業のメリット

従来、環境への対応はコストがかかるといわれてきたが、同融資制度は、環境問題に積極的に対応すれば、有利な資金調達が可能となり、環境対応が実益に結びつくケースとして注目できる。

とりわけ、環境スクリーニングの質問項目は、環境会計で評価する項目と重複する部分もあるため、環境会計を導入している企業は環境スクリーニングの獲得点数が高まることになる。

また、同融資制度は金利面でのメリットを享受できることのほかに、同融資制度を受けることによって環境配慮型企業であるというブランドイメージが高まることも期待できる。それは、同融資制度の融資を得ることを開示し、新聞、雑誌に掲載されることが多いためである。つまり、同融資制度を受けた企業は、金利メリットとともにブランドイメージという無形資産も高めることができる。

加えて DBJ が行う「環境スクリーニング」は、政策金利設定段階で DBJ と企業との間で協議が行われるため、環境コンサルティングを行うことと同等の効果がある。

DBJ の環境･知的資産の開示

DBJ の「環境配慮型経営促進事業」融資は持続可能な社会を構築する上で非常に興味深い制度であるが、同行は環境マネジメントや CSR を知的資産の一部と捉え、戦略的に公表していることも大きな特色である。同行が環境マネジメントや CSR を知的資産として捉える理由は、知的財産を巡る世界的な潮流が背景にある。

従来、製造業を中心とした企業の価値の源泉は製造設備や金融資産が大きなウェイトを占めていた。もちろん、当時においても研究開発、マーケティングや組織力といった無形資産は企業の競争優位を構築する上で重要な要素であった。しかし、90 年代後半以降、無形資産の投資は膨大な金額となり、買収に伴うのれん代も無視することができなくなった。さらに、財務諸表と株式時価総額が著しく乖離しているなかで、無形資産の多くが貸借対照表の資産項目に計上されていないため、企業の真の財政状態を表していないとの指摘も行われた(注)。

近年、英国では環境を含めた営業・財務報告書の開示を求めたり（05 年 1 月)、デンマークでは知的資産報告書のガイドラインを公表するなど、非財務情報の開示に注目が集まっている。

日本においても環境配慮促進法が施行（05 年 4 月）され、独立行政法人や特殊法人等に環境報告書の作成・公表が義務付けたり、経済産業省が「知的資産経営の開示ガイドライン」を公表（05 年 10 月）するなど非財務情報の開示が重視されるようになってきた。

このように知的資産の開示が本格的に議論されているなか、DBJ は「社会環境・知

的資産報告」を発行した。同レポートは「2005 年ハイライト」「ミッションとガバナンス」「サステナブルな社会づくりへの取り組み－投融資編」「サステナブルな社会づくりへの取り組み－情報発信編」「知的資産報告」「外部の方々からのご意見」から構成され、環境情報と共に知的資産に言及されている。

同レポートの知的資産報告は経済産業省による知的資産報告書作成のためのガイドライン（案）の分類をベースとし、ネットワークやブランド等の関係構造資産、経営陣、従業員で構成される人的資産、知的財産、独自の付加価値創造プロセスである組織構造資産に分けて記述されている。

（注）Wallman,S.M.H[1995]を参照。

情報開示スタンスと今後の課題

金融機関のビジネスは目に見えない部分が多い。そのため知的資産の公表はステークホルダーと良好なコミュニケーションを図るうえで重要なツールとなる。DBJ は今回が初めての試みであるため、社会環境報告とともに公表した。また、今回の知的資産報告は、その要素を記述しているに留まっているが、定量的な把握など今後の知的資産の情報開示方法が注目される。

おわりに

従来、金融機関の環境関連融資は公害防止を始めとした設備投資が中心であり、信用リスク評価、担保評価によって審査が行われていた。しかし、DBJ の環境格付けは、環境配慮型経営を行う企業は低金利を享受できるというメリットがあり、企業行動を変化させるインセンティブを持つ。

今日、環境問題を経営の柱としている金融機関のなかには、環境への取り組みを一般融資の金利にまで反映させるように検討している動きもある。このなかで DBJ の環境格付けは、新たなビジネスモデルとして注目される。

また、知的資産がかつてないほど注目されている今日、環境マネジメントや CSR を知的資産として捉え直し、ステークホルダーに訴求する戦略は、今後の金融機関における無形資産戦略に大きな示唆を与えるものといえる。

参考資料

・日本政策投資銀行[2005]『サステナブルな社会づくりレポート社会環境・知的資産報告』

・日本政策投資銀行ホームページ及び IR 資料

・Wallman,S.M.H[1995], The Future of Accounting and Disclosure in an Evolving World: The Need for Dramatic Change, *Accounting Horizons*, September.